

消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて（平成12年1月7日社援地第1号）

新旧対照表

新	旧
<p>&lt;第1条（目的）関係&gt;                      1～4 （略）                      5 員外利用の禁止</p> <p>組合事業の組合員以外の者への利用については、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用は原則禁止されており、員外利用させることができる場合を法令上限定列挙するとともに、その場合の利用限度を定めたものである。法第12条第3項に「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」と規定され、同項各号において、利用限度がない場合として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自動車損害賠償責任共済契約（契約締結者の相続等の場合）</li> <li>イ 災害時の緊急物資の提供</li> <li>ウ 行政からの委託事業</li> <li>エ 特定の物品を供給する事業</li> <li>オ 体育施設、教養文化施設の利用</li> </ul> <p>を規定し、また、同条第4項において、利用限度がある場合として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カ 医療事業</li> <li>キ 福祉事業</li> <li>ク 当該職域に係る者（職域生協の母体企業や大学）による購買事業の利用</li> </ul>	<p>&lt;第1条（目的）関係&gt;                      1～4 （略）                      5 員外利用の禁止</p> <p>組合事業の組合員以外の者への利用については、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用は原則禁止されており、員外利用させることができる場合を法令上限定列挙するとともに、その場合の利用限度を定めたものである。法第12条第3項に「組合は、組合員以外の者にその事業を利用させることができない。ただし、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。」と規定され、同項各号において、利用限度がない場合として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自動車損害賠償責任共済契約（契約締結者の相続等の場合）</li> <li>イ 災害時の緊急物資の提供</li> <li>ウ 行政からの委託事業</li> <li>エ 特定の物品を供給する事業</li> <li>オ 体育施設、教養文化施設の利用</li> </ul> <p>を規定し、また、同条第4項において、利用限度がある場合として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カ 医療事業</li> <li>キ 福祉事業</li> <li>ク 当該職域に係る者（職域生協の母体企業や大学）による購買事業の利用</li> </ul>

ケ 山間僻地における物品の提供  
コ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるものを規定している。

コの「厚生労働省令に定めるもの」としては、

- ① 保育所等への食材等への提供
- ② 職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供
- ③ 生協間の物資提供
- ④ イベントを開催した場合の物品の提供
- ⑤ 災害時に避難した者への物品の提供
- ⑥ 配送により、一月以内の試行的利用を希望する者への物品の提供
- ⑦ 地域の課題の解決を図る取組を行う組織への物品の提供
- ⑧ 職域組合における職務等の理由による来訪者等の利用事業の利用
- ⑨ 山間僻地における利用事業の利用（その地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）
- ⑩ 納骨堂の利用

を規定している。

また、利用限度がある場合については、以下の区分に応じ、組合員及び非組合員の利用分量を把握することが必要である。

・医療事業（カ）	組合員利用の100/100を上限
・福祉事業（キ）	組合員利用の100/100を上限

ケ 山間僻地における物品の提供  
コ 組合員以外の者に利用させることが適当であると認められる事業として厚生労働省令に定めるものを規定している。

コの「厚生労働省令に定めるもの」としては、

- ① 保育所等への食材等への提供
- ② 職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供
- ③ 生協間の物資提供
- ④ イベントを開催した場合の物品の提供
- ⑤ 災害時に避難した者への物品の提供
- ⑥ 配送により、一月以内の試行的利用を希望する者への物品の提供
- ⑦ (新設)
- ⑦ 職域組合における職務等の理由による来訪者等の利用事業の利用
- ⑧ 山間僻地における利用事業の利用（その地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）
- ⑨ 納骨堂の利用

を規定している。

また、利用限度がある場合については、以下の区分に応じ、組合員及び非組合員の利用分量を把握することが必要である。

・医療事業（カ）	組合員利用の100/100を上限
・福祉事業（キ）	組合員利用の100/100を上限

・供給事業（ク、ケ、コ①～⑦）  
組合員利用の20/100を上限

・利用事業（コ⑧、⑨）  
利用事業の種類ごとに、組合員利用の20/100を上限

・利用事業（コ⑩） 組合員利用の100/100を上限

なお、ケ及びコについては、行政庁の許可が必要であり、当該許可については、個々のケースに応じ、生協の本旨やその公共性、公益性、利用分量の把握方法の適切性等の観点から許可をするものである。また、ケ並びにコ①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の供給事業については、同条第5項において、「行政庁は、前項第2号又は第3号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第2号又は第3号の許可をしてはならない。」と規定されている。

また、法第12条第6項において、行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、

ア 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること

イ 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であるこ

・供給事業（ク、ケ、コ①～⑥）  
組合員利用の20/100を上限

・利用事業（コ⑦、⑧）  
利用事業の種類ごとに、組合員利用の20/100を上限

・利用事業（コ⑨） 組合員利用の100/100を上限

なお、ケ及びコについては、行政庁の許可が必要であり、当該許可については、個々のケースに応じ、生協の本旨やその公共性、公益性、利用分量の把握方法の適切性等の観点から許可をするものである。また、ケ並びにコ①、②、③、④、⑤及び⑥の供給事業については、同条第5項において、「行政庁は、前項第2号又は第3号の許可の申請があつた場合において、組合がその組合員以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下次項において同じ。）を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、前項第2号又は第3号の許可をしてはならない。」と規定されている。

また、法第12条第6項において、行政庁は、必要があると認めるときは、物品の供給事業を行う組合に対し、

ア 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き組合員以外の者には当該事業を利用させない旨を、物品の供給事業を行う場所に明示すること

イ 同条第3項ただし書又は同条第4項の規定により組合員以外の者に物品の供給事業を利用させる場合を除き、組合員であるこ

とが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと

という措置をとるべきことを命ずることができる旨が規定され、組合の供給事業の適正化、円滑化を図ることとしているのである。なお、組合が行政庁の許可なく組合員以外の者への事業の利用を行った場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後にその組合の解散を命ずることができる（法第95条）とともに、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第2号）。さらに、組合の理事であって前述のア又はイの措置を採るべき行政庁の命令に違反した者も20万円以下の過料に処せられることとされている（法第100条の2）。

6、7 （略）

<第41条（組合員による理事の不法行為等の差止め）関係>

組合員の代表訴訟の提起権（法第31条の8において準用する会社法第847条）が事後的救済であるのに対して、本条に規定する差止請求権は、理事の違法行為に対する事前的防止手段である。

<第45条（通常総（代）会の招集）関係>

1、2 （略）

3 総（代）会は、毎事業年度1回定期的に招集しなければならない

とが不明瞭である者に対しては組合員である旨を示す証明書を提示しなければ、物品の供給事業を利用させないこと

という措置をとるべきことを命ずることができる旨が規定され、組合の供給事業の適正化、円滑化を図ることとしているのである。なお、組合が行政庁の許可なく組合員以外の者への事業の利用を行った場合には、行政庁は、検査を行い、必要な措置をとる旨命じた後にその組合の解散を命ずることができる（法第95条）とともに、組合の理事は、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第2号）。さらに、組合の理事であって前述のア又はイの措置を採るべき行政庁の命令に違反した者も20万円以下の過料に処せられることとされている（法第100条の2）。

6、7 （略）

<第41条（組合員による理事の不法行為等の差止め）関係>

組合員の代表訴訟の提起権（法第31条の6において準用する会社法第847条）が事後的救済であるのに対して、本条に規定する差止請求権は、理事の違法行為に対する事前的防止手段である。

<第45条（通常総（代）会の招集）関係>

1、2 （略）

3 総（代）会は、毎事業年度1回定期的に招集しなければならない

通常総（代）会（法第34条）と、随時必要ある場合に招集される臨時総（代）会（法第35条）とに分けられる。このうち、通常総（代）会においては、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を提出し、又は提供し、その承認を求めなければならないものである（法第31条の9第8項）ほか、組合の毎事業年度の予算及び事業計画の設定等毎事業年度における組合の財産及び業務執行上の基本的事項を主な議事内容とすることになる。

なお、理事がこの通常総（代）会の招集義務に違反したときは、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第23号）。

通常総（代）会（法第34条）と、随時必要ある場合に招集される臨時総（代）会（法第35条）とに分けられる。このうち、通常総（代）会においては、監事の意見を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録を添付して決算関係書類及び事業報告書を提出し、又は提供し、その承認を求めなければならないものである（法第31条の7第8項）ほか、組合の毎事業年度の予算及び事業計画の設定等毎事業年度における組合の財産及び業務執行上の基本的事項を主な議事内容とすることになる。

なお、理事がこの通常総（代）会の招集義務に違反したときは、20万円以下の過料に処せられる（法第100条第1項第23号）。